

豊かで美しい三重の海づくり 調査特別委員会参考資料

令和 7 年 5 月 2 9 日

これまでの三重県議会及び議員の主な活動状況

各常任委員会における審査・調査等

関係する常任委員会等において、水産業及び漁村の振興や海洋環境の保全等について審査・調査等を実施

国への意見書提出

令和3年12月23日 「豊かな海」の再生に向けた海域における栄養塩類の管理の在り方の検討を求める意見書

令和4年12月20日 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める意見書
〔※ 三重県市議会議長会 会長、三重県町村議会議長会 会長
とともに国へ提出〕

議員勉強会の開催

令和6年10月 3日 テーマ 「豊かな伊勢湾の再生に向けて」
講師 鈴木輝明 氏（名城大学大学院総合学術研究科特任教授）

議員連盟による活動

名称 三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟

目的 人と森・川・海の連携により、健全で活力ある恵み豊かな伊勢湾の再生を促進すること

主な事業

- ・ 恵み豊かな伊勢湾の再生を着実に実現するための施策推進及び情報交換並びに支援
- ・ 国等に対する要望活動
- ・ 目的を同じくする他団体との情報交換及び連携

「豊かな海」の再生に向けた海域における 栄養塩類の管理の在り方の検討を求める意見書

伊勢湾では、古くから黒ノリ養殖業が盛んに営まれ、地域に根付いた産業として当該地域の発展に大きく寄与してきた。黒ノリ養殖を行う上で、窒素、リン等の栄養塩類は重要な成分であるが、近年、海域における栄養塩類濃度の低下により、黒ノリの色落ち被害が深刻化しており、黒ノリ養殖業者にとって死活問題となっている。

栄養塩類は、黒ノリの生長だけでなく、近年著しく減少したアサリ等の餌となる植物プランクトンの生産に必要不可欠であって、海の生態系の根幹をなす重要なものと認識されている。生物生産性及び生物多様性の向上と水産業の持続的な発展を実現する「豊かな海」を取り戻すためには、早急な栄養塩類濃度の改善が必要である。

高度経済成長期に発生した沿岸の水質汚濁を契機として、全窒素及び全リンに対する水質環境基準の設定や総量規制を行うなどの水質保全対策が行われてきたことにより、海洋環境の改善は進んできた。しかしながら、海域における栄養塩類濃度の低下は、黒ノリ養殖業をはじめとする水産業の衰退をもたらしている。海洋環境の保全との調和を図りつつ、一定の栄養塩類が海に円滑に供給されることが「豊かな海」の再生に向けて必要であり、令和3年の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正において打ち出された栄養塩類の「排出規制」一辺倒からきめ細かな「管理」への転換という考え方なども踏まえ、海域における栄養塩類の管理の在り方を検討することが求められる。

よって、本県議会は、国において、伊勢湾等における「豊かな海」の再生に向けて、海域における栄養塩類の管理の在り方の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

三重県議会議長 青木謙順

「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた取組の強化を求める 意見書

水産業を取り巻く環境は、漁業従事者の減少及び高齢化に加え、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等もあり、年々厳しさが増している。

伊勢湾では、水質の改善が進むことで、黒ノリの生育に必要な窒素、リン等の栄養塩類濃度の低下による色落ち被害及びアサリ等の水産資源の減少が深刻化しており、一部の漁業従事者は廃業を検討せざるを得ない状況となっている。

このため、本県では、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、色落ちしにくい黒ノリ品種の開発、干潟・浅場の造成等に取り組んでいる。

また、従来の「規制」から総合的な「水環境管理」への方向性の転換の下、流域下水処理場の栄養塩類管理運転の効果検証、生物生産に適した栄養塩類管理のための研究等の様々な行政施策を展開しているところである。

このような中、令和7年度には「第44回全国豊かな海づくり大会」が本県で開催されることが決定した。

本大会の開催を通じ、豊かな海の再生に向けた取組及び次世代に継承できる持続可能な水産業を確立し、本県の水産業の一層の発展につなげていくことを目指しているところであるが、そのためには、国においても水産業の持続的な発展に必要となる「豊かな海」の再生に向けた対策を講じることが求められる。

よって、本県議会は、国において、的確な栄養塩類管理のために関係省庁が連携して、「きれいさ」と「豊かさ」が調和した伊勢湾の実現に向けた更なる調査・研究を推進することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

三重県議会議長 前野和美

三重県議会の意見書に係る国の動向

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（総量削減専門委員会）

令和6年10月23日 環境大臣から中央環境審議会に対し、第10次水質総量削減の在り方について諮問（諮問第622号）

【諮問理由（※一部を抜粋）】

- 陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は全体として一定程度改善してきているものの、水質汚濁が課題となっている海域が依然として存在しているとともに、夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等も課題となっている。
- 栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響を懸念する声があり、「現行の指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行が必要」との指摘。
- 指定水域のうち、瀬戸内海においては、特定の海域ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行うことができるよう、栄養塩類管理制度を創設。

このような状況を踏まえ、指定水域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第10次水質総量削減の在り方について、審議会の意見を求める。

令和6年12月～
令和7年4月

総量削減専門委員会（第1回～第4回）

（今後の予定）
令和7年6月～
令和7年夏～秋頃
令和7年秋～冬頃

総量削減専門委員会
パブリックコメント
第10次水質総量削減の在り方について（答申）